

## 買受資格について

先着順で随意契約による売払いの申出者は、個人・法人を問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は先着順で随意契約による売払いの申出はできません。また、契約締結時においても同様です。（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第2項により、最初の競争入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないことから、一般競争入札時と同様の資格を有するものとしています）

- (1) 高知市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- (3) 公告日（当初入札公告日令和6年3月22日）から今回の契約締結の日までの間において、高知市上下水道局又は高知市から指名停止又は指名回避の措置を受けている者
- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項又は第7条に規定する処分及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者  
ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、高知市上下水道局又は高知市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されている者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されている者
- (8) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕されている者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されている者
- (9) 本件により売払う土地・建物（以下「売払い物件」という。）を排除措置対象者の活動のために使用させようとする者
- (10) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 高知市上下水道局又は高知市から直接に若しくは第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産を排除措置対象者の活動の用に供した又は活動の用に供する目的で第三者に譲渡、交換、貸付け等を行った者
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、役員その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

(1) 申し込みの時点で18歳未満の者

(2) 市区町村税，都道府県税及び国税の滞納がある者